

○事故届（一般則、液石則、コンビ則、冷凍則）

根拠法令 法第63条

一般則第98条
液石則第96条
コンビ則第53条
冷凍則第28条

災害の発生した所在地を管轄する（総合）振興局（札幌市を除く）が所管する

届出対象

高压ガスによる事故等が発生した場合。

（液石法の一般消費者等に係る事故以外の事故について届出が必要）

なお、事故とは、単にガスの漏洩爆発のみならず、ガスの漏洩、設備の破裂、破壊、火災等及び容器を喪失し、又は盗難された場合

※ 一般消費者等のLPガス容器の喪失、盗難については、事故届以外の報告書様式については、北海道液化石油ガス関係事故措置要綱で規定されている報告書様式を使用してください。

必要書類（遅滞無く）

1. 別紙1（事故速報における報告項目）

必要書類（事故発生の日から7日以内）（A級、B1級、B2級）

1. 事故届書
（一般則様式第58、液石則様式第57、コンビ則様式第37、冷凍則様式第46）
2. 事故報告様式（災害）

必要書類（事故発生の翌月7日まで）（C1級、C2級）

1. 事故届書
（一般則様式第58、液石則様式第57、コンビ則様式第37、冷凍則様式第46）
2. 事故報告様式（災害）（喪失・盗難）

参 考

- ・北海道高压ガス保安法関係事故措置要綱
- ・北海道液化石油ガス関係事故措置要綱

○事故の分類

(1) A級事故

次の各号のいずれかに該当する事故をいう。

- ① 死者5名以上の事故
- ② 死者及び重傷者が10名以上の事故であって、①以外のもの
- ③ 死者及び負傷者（重傷者及び軽傷者をいう。以下同じ。）が合計して30名以上の事故であって、①及び②以外のもの
- ④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な破壊、倒壊、滅失等の甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じた事故
- ⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが現に進行中であって、大災害に発展するおそれがある事故

(2) B級事故

A級事故以外の事故であって次の「B1級事故」又は「B2級事故」のいずれかに該当する事故をいう。

1) B1級事故

- ① 死者1名以上4名以下の事故
- ② 重傷者2名以上9名以下の事故で①以外のもの
- ③ 負傷者6名以上29名以下の事故であって、②以外のもの
- ④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満）を生じた事故

2) B2級事故

同一事業所においてA級事故、B級事故又はC1級事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したC1級事故（高圧ガスに係る事故に限る。）

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故であって、次の「C1級事故」又は「C2級事故」のいずれかに該当する事故をいう。

1) C1級事故

- ① 人的被害（負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下）があった事故
- ② 爆発、火災又は破裂・破損等が発生した事故
- ③ 毒性ガスが漏えいした事故
（毒性ガスとは、一般高圧ガス保安規則第2条第1項第2号、コンビナート等保安規則第2条第1項第2号、冷凍保安規則第2条第1項第2号の毒性ガスをいう。）
- ④ ①から③までのほか、反応暴走に起因する事故又は多量漏えいが発生した事故（反応暴走とは、設備等の温度、圧力、流量等が異常な状態になった際に、自動的に作動する安全装置、通常の手順に則り操作する制御装置等によっても制御不能な事象等であって、爆発、火災、漏えい又は破裂並びに破損の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするものをいう。）（多量漏えいとは、設備等からのガスの漏えいであって、ガス漏えい検知警報設備等の作動により付近の作業員に退避を勧告する程度のもの、事業所の敷地外に漏えいしたもの、又は、設備等からのガスの漏えい（不活性ガスの微量な漏えいを除く。）を覚知後に、設備等の停止等の措置を講じても漏えいが継続したことにより、追加措置を講じたものをいう。）

2) C2級事故

C1級事故以外の事故

○ 人的被害の定義

(1) 死者

事故発生後5日（120時間）以内に死亡が確認された者（自殺者本人を除く。）。

(2) 重傷者（中毒等、外傷を伴わない場合は「重症者」という。）

事故発生後30日以上の治療を要する負傷をした者（自殺未遂者を除く。）。

(3) 軽傷者（中毒等、外傷を伴わない場合は「軽症者」という。）

事故発生後30日未満の治療を要する負傷をした者（自殺未遂者を除く。）。